

## 第25回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年7月10日(水)  
午前9時00分～午前10時14分
2. 場 所 遠賀町役場  
車庫棟2階 第6会議室

## 第25回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和元年7月10日(水) 午前9時00分～午前10時14分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二
委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舛添	博孝(欠席)
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸
委員	7番	柳野	照紀

4. 7月の農業相談委員

7番 松井 悟 委員  
8番 花川 健二 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(株●●●● 代表取締役 ●●●●)

(2) 報告案件

① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 農地利用状況調査の実施について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖

開 会 9 時 0 0 分

局長 皆様おはようございます。議事の前に7月1日付で事務局職員の人事異動が 있습니다ので、ご紹介させていただきます。農業委員会の係長でございました安部係長が今回行政経営課の企画調整係に異動になりました。安部係長の後任として濱田係長、行政経営課の財政係から今回まちづくり課へ異動して参りましたので、それぞれ一言ずつ挨拶をお願いしたいと思います。

安部係長 挨拶

濱田係長 挨拶

議長 それではあらためましておはようございます。先週の視察研修は大変お疲れ様でした。それでは本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第25回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は7番松井 悟委員、8番花川健二委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありま

せん。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係1件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、これより現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が(亡)●●●●氏 遺言執行者●●●●氏、申請地が3ページ及び4ページの字図にありますように、大字別府字水牟田下3378番1 他2筆、地目が田、合計面積が1,948㎡です。農地区域は農業振興地域外となっています。(亡)●●●●氏の持分6分の1について、相続人以外に対して、特定遺贈を行うもので、耕作面積や従事する環境等に特段問題は無いものと思われまます。なお、譲受人と譲渡人が同一人物となっておりますが、譲受人である●●●●氏が(亡)●●●●氏の遺言公正証書で定められた遺言執行者であるため譲受人と譲渡人が同一人物となっております。また、補足ではございますが、3ページの字図にあります水牟田下3378番1及び3378番2の2筆については町及び県の事業用地として将来利用される予定があり、所有権者等を整理する必要があるということで、これまで実行されていなかった相続を実行したため、このタイミングでの3条の申請となっております。  
続きまして、5ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏で、申請地が7ページの字図にありますように大字尾崎字二本行715番、地目が田、面積が1,338㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分

が無指定の第1種農地となっております。申請目的は資材置場です。本来第1種農地については原則不許可ではありますが、例外となる場合もあります。本案件につきましては、既設施設の拡張となる申請であり、かつ拡張に係る部分の面積1,338㎡が既存施設の敷地面積4,543.92㎡の2分の1を超えないことから、例外規定に当てはまるとして、申請を受け付けております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。8ページが現況平面図、9ページが土地利用計画図、10ページが縦横断図、11ページが事業計画書、12ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで自然流下となっております。13ページが関係者説明に関する調査票となっております。7ページの字図につきまして見にくいのですが申請地●●●●氏と記載があるかと思いますが、実際は●●●●氏にすでに相続がなされております。また所有地ということで既存施設と新施設と分けて色塗りしておりますのでご確認ください。なお、本案件につきましては、面積が1,000㎡を超える第1種農地の案件であるため、この総会で許可相当と判断されましたら、県の常設審議委員会に諮る予定となっております。

以上が現地調査を伴う案件であります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 5 1 分

議長

再開します。  
それでは、付議案件①を議題に供します。  
まずは、地区担当の花川健二委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(8番) 相談は無かったのですが、特に問題は無いと思われまますのでご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事前相談がなかったということはあるのでしょうか。

事務局 3条はあり得ます。すみません。4条5条の場合は農業委員さんに事前に説明するように調査票を出していただくのですが、3条だったのでそういうものが無く事務局が抜かっております。申し訳ありません。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願ひします。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 次に付議案件②を議題に供します。まずは地区担当の松井悟委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(7番) 特に問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願ひします。

【ありません。】の声

無いようですので、これより採決に移ります。②農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり承認される委員

の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。  
それでは、報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案書の 14 ページをお開きください、報告案件①農地  
法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。利用  
権の合意解約ですが、6 筆 5,033 m<sup>2</sup>について合意解約が  
出てきております。以上です。

議長 ありがとうございます。  
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお  
願いします。

事務局 農地パトロール（利用状況調査）について説明。  
熊本県の大津町の農業委員会の視察研修受け入れについて説  
明。

議長 以上で議題は終わりですが、皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第 25 回遠賀町農  
業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10 時 14 分